

## 第4章

### 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定

## 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定

## 4-1 環境影響評価の項目の選定

本事業の実施に伴い表 4-1-1 に示す影響要因が考えられる。

本事業は廃棄物処理施設の設置事業に該当することから、新潟県環境影響評価技術指針（平成 12 年 4 月 21 日、新潟県告示第 831 号）別表第 1 標準項目の 11 に示される「ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設事業に係る標準項目」及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省、平成 18 年 9 月）」に基づき、表 4-1-1 に示した影響要因及び対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を考慮して、環境影響評価項目の削除又は追加を検討し、環境影響評価項目の選定を行った。

本事業で実施すべき環境影響評価項目を表 4-1-2 に示す。

表 4-1-1 本事業の実施に伴う影響要因

区分	影響要因の内容
工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働、造成工事及び施設の設置等により粉じん、騒音・振動が発生する。</li> <li>・工事用車両の走行に伴い粉じん、道路交通騒音・振動が発生する。</li> <li>・造成工事に伴い裸地が出現し、濁水が発生する。</li> <li>・地下ピットの掘削工事等により地下水を揚水する。</li> <li>・地盤掘削工事等により土砂等の建設副産物*が発生する。</li> </ul>
施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の存在により周辺景観の変化が考えられる。</li> <li>・施設の存在により電波障害の影響が考えられる。</li> </ul>
施設の供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴い焼却施設（煙突）から大気汚染物質が排出される。</li> <li>・施設の稼働に伴い騒音・振動が発生する。</li> <li>・ごみ運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生する。</li> <li>・施設の稼働に伴い悪臭が発生する。</li> <li>・施設の稼働に伴い廃棄物が発生する。</li> <li>・施設の稼働に伴い温室効果ガス*等が発生する。</li> <li>・ごみ運搬車両の走行に伴い温室効果ガス等が発生する。</li> </ul>



4-2 環境影響評価の項目の選定理由

環境要素ごとの影響要因及び環境影響評価項目の選定理由は表 4-2-1 に示すとおりである。

表 4-2-1(1) 環境影響評価項目の選定理由等

環境要素		影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは、標準項目に対して削除した理由	
大気環境	大気質	硫黄酸化物	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排ガス)	○ 施設の稼働に伴い、煙突から硫黄酸化物が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。
		窒素酸化物	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排ガス)	○ 施設の稼働に伴い、煙突から窒素酸化物が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。
		廃棄物の搬出入		▲ 本施設は既存施設の隣地に建設する予定であり、ごみ運搬車両の走行ルートには大きな変更がないこと、国道 253 号の一般交通量(8,481 台/12 時間)と比較して増加するごみ運搬車両の割合が 1%未満と低いこと、対象事業実施区域周辺の一般交通量は著しい大気汚染が注目されるような交通量ではないことから、環境影響評価項目としない。	
		浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排ガス)	○ 施設の稼働に伴い、煙突から浮遊粒子状物質が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。
		粉じん等	工事の実施	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○ 建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴って、粉じん等が飛散し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
	造成工事及び施設の設置等			◎ 造成工事及び施設の設置等に伴って、粉じん等が飛散し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。	
			土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の搬出入	▲ 本施設は既存施設の隣地に建設する予定であり、ごみ運搬車両の走行ルートには大きな変更がないこと、国道 253 号の一般交通量(8,481 台/12 時間)と比較して増加するごみ運搬車両の割合が 1%未満と低いこと、対象事業実施区域周辺の一般交通量は著しい大気汚染が注目されるような交通量ではないことから、環境影響評価項目としない。
	有害物質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排ガス)	○ 施設の稼働に伴い、煙突から有害物質が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。なお、大気汚染防止法では廃棄物焼却施設の有害物質として塩化水素及びダイオキシン類が規定されているため、上記 2 質を有害物質の対象とする。	
備考 ○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行う項目。 ◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目以外の項目で、環境影響評価を行う項目(追加項目)。 ▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行わない項目(削除項目)。					

表 4-2-1 (2) 環境影響評価項目の選定理由等

環境要素		影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは、標準項目に対して削除した理由		
大気環境	騒音	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼす恐れがある。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事用車両の走行に伴う騒音の発生により、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼす恐れがある。
				造成工事及び施設の設置等	◎	造成工事等に伴う騒音の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼす恐れがある。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	○	新たに施設（機械等）が稼働するため、周辺地域に対し影響を及ぼす恐れがある。	
			廃棄物の搬出入	○	増加するごみ運搬車両の走行により、周辺集落に及ぼす影響が考えられる。	
	振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う振動の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼす恐れがある。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事用車両の走行に伴う振動の発生により、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼす恐れがある。
				造成工事及び施設の設置等	◎	造成工事等に伴う振動の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼす恐れがある。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	○	新たに施設（機械等）が稼働するため、周辺地域に対し影響を及ぼす恐れがある。	
			廃棄物の搬出入	○	増加するごみ運搬車両の走行により、周辺集落に及ぼす影響が考えられる。	
悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	○	煙突から新たな排ガスが排出されるため、悪臭物質の排出が考えられる。	
			施設の稼働（機械等の稼働）	◎	ごみが外気と接触することとなるプラットホームやごみピットから悪臭の漏洩が考えられる。	
水環境	水質	水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排水）	▲	本施設はクローズドシステムを採用する計画であり、施設排水の排出はないことから、環境影響評価項目としない。
		水の濁り	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○	対象事業実施区域は、既存施設の建設予定地として既に造成された土地となっており、大規模な土工事とはならないが、土工事中は降雨による濁水の発生が考えられる。
				土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排水）	▲
		有害物質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排水）	▲	本施設はクローズドシステムを採用する計画であり、施設排水の排出はないことから、環境影響評価項目としない。
備考						
○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行う項目。						
◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目以外の項目で、環境影響評価を行う項目（追加項目）。						
▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行わない項目（削除項目）。						

表 4-2-1 (3) 環境影響評価項目の選定理由等

環境要素		影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは、標準項目に対して削除した理由	
地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	▲ 対象事業実施区域は、既存施設の建設予定地として既に造成された土地となっており、重要な地形及び地質は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		地盤沈下	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	◎ 地下ピット等の掘削工事に伴い地下水の揚水が行われる計画であり、周辺地域における地盤沈下の影響が考えられる。
動物	重要な動物及び注目すべき生息地	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	▲ 対象事業実施区域は、新焼却施設の建設予定地として既に造成された土地となっていること、対象事業実施区域内には残置林が谷内川に沿って分布しているが、残置林は現状を維持する計画としていること、隣接地は水田及び事業所等が分布しているが、本事業により隣接地の改変は行わない計画であることから、重要な動物種及び注目すべき生息地への影響は極めて小さいと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。	
		土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	▲ 施設の稼働による騒音の発生、大気汚染物質の排出等が考えられるが、対象事業実施区域内には残置林が谷内川に沿って分布しているが、残置林は現状を維持する計画としていること、隣接地は水田及び事業所等が分布しているが、本事業により隣接地の改変は行わない計画であることから、重要な動物種及び注目すべき生息地への影響は極めて小さいと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。	
植物	重要な植物種及び群落とその生育地	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	▲ 対象事業実施区域は、新焼却施設の建設予定地として既に造成された土地となっていること、対象事業実施区域内には残置林が谷内川に沿って分布しているが、残置林は現状を維持する計画としていること、隣接地は水田及び事業所等が分布しているが、本事業により隣接地の改変は行わない計画であることから、重要な植物種及び群落への影響は極めて小さいと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。	
備考					
◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目以外の項目で、環境影響評価を行う項目（追加項目）。					
▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行わない項目（削除項目）。					

表 4-2-1(4) 環境影響評価項目の選定理由等

環境要素		影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは、標準項目に対して削除した理由	
植物	重要な植物種及び群落とその生育地	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の使用	▲	施設の稼働による大気汚染物質の排出等が考えられるが、対象事業実施区域内には残置林が谷内川に沿って分布しているが、残置林は現状を維持する計画としていること、隣接地は水田及び事業所等が分布しているが、本事業により隣接地の改変は行わない計画であることから、重要な植物種及び群落への影響は極めて小さいと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の使用	▲	対象事業実施区域は、新焼却施設の建設予定地として既に造成された土地となっており、既に人為的に改変された土地であることから、地域を特徴づける生態系への影響は少ないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。
生態系*	地域を特徴づける生態系	工事の実施	造成工事及び施設の使用	▲	対象事業実施区域内に新たに煙突及び建物が建設されることから、周辺からの景観が変化することとなる。
景観	主要な眺望点*及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の使用	○	対象事業実施区域及びその周辺には人と自然との触れ合いの活動の場に相当する場、施設等は存在しないことから、環境影響評価項目としない。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の使用	▲	施設の建設工事に伴い地下ピット等の掘削における残土や建設廃材等の発生が考えられる。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成工事及び施設の使用	○	廃棄物の焼却処理に伴い、飛灰等が発生する可能性がある。
	廃棄物	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の発生	○	廃棄物の焼却処理に伴って、二酸化炭素等の温室効果ガスが発生する。
温室効果ガス等	二酸化炭素等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排ガス)	○	増加するゴミ運搬車両の走行により、二酸化炭素等の温室効果ガスが発生する。
			廃棄物の搬出入	◎	煙突、建物が出現することにより、周辺地域における電波障害の影響が考えられる。
電波障害		土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の使用	◎	
備考					
○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行う項目。					
◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目以外の項目で、環境影響評価を行う項目(追加項目)。					
▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の標準項目のうち、環境影響評価を行わない項目(削除項目)。					